

県南広域振興局長告示第 173 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 31 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
一関サティ薬局	一関市山目字泥田 89 番地 1	平成 19 年 7 月 10 日